

審 第 8 0 7 号 - 1
答 申 第 3 8 7 号
令和 8 年 5 月 1 3 日

千葉県教育委員会
教育長 杉野 可愛 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 7 年 3 月 1 0 日付け教職第〇〇号 - 1 による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 5 3 号

令和 7 年 1 月 2 7 日付けで審査請求人から提起された、令和 7 年 1 月 2 4 日付け教職第〇〇号で行った保有個人情報開示決定及び保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和7年1月24日付け教職第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け同番号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定1において不開示とした情報のうち、「4 確認内容（概要）」の1ページ5行目、14行目から24行目まで、2ページ20行目から24行目まで、4ページ29行目から30行目まで、34行目及び9ページ30行目から34行目までの情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年12月27日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〇〇の不同意わいせつに関する調書の記録（紙媒体と録音した音声） 調書日時：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ～〇〇時ごろまで 場所：中庁舎9階の会議室 内容：①〇〇の身辺関係 名前 教師を目指した動機 学校での多忙感 体調について など ②事件関係 示談書や告示書の内容確認 犯行の動機や時間などの詳細 ③連絡事項 最後に伝えたいこと 今後の流れ 調書を書き起こした9ページにわたる書類と、調書を録音したテープ。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇学校 〇〇教諭 児童生徒性暴力等に係る事情確認（本人）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定1を行うとともに、「〇〇年〇〇月〇〇日付け録音データ1」（以下「本件電磁的記録1」という。）及び「〇〇年〇〇月〇〇日付け録音データ2」（以下「本件電磁的記録2」といい、本件電磁的記録1と併せて「本件電磁的記録」という。）に記録された保有個人情報を特定した上で、「開示情報と不開示情報を区分して処理することが技術的に困難であり、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができない」ことを理由に、本件決定2を行

った。

- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和7年1月27日付けで、本件決定1及び2についてそれぞれ審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、行政不服審査法第39条の規定により、令和7年3月10日付けで、本件決定1についての審査請求に係る審理手続及び本件決定2についての審査請求に係る審理手続を併合した。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和7年3月10日付け教職第〇〇号ー1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

実施機関が、審査請求人に対して行い、令和7年1月24日付け教職第〇〇号により通知した保有個人情報開示決定通知書は全部の開示を求める。

実施機関が、審査請求人に対して行い、令和7年1月24日付け教職第〇〇号により通知した保有個人情報不開示決定通知書は全部の開示を求める。

(2) 本件審査請求の理由

保有個人情報開示決定通知書と保有個人情報不開示決定通知書の理由にある、公にすることにより、被聴取者が聴取に協力して事実を回答することをためらうおそれがあり、正確な事実の把握が困難になり、県教育委員会の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるに、非該当とし再請求する。現在聴取が済んでおり処分が下っている。また、録音データに関しては、開示することを努力義務として再請求する。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容

ア 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書及び本件電磁的記録に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書及び本件電磁的記録の内容

(ア) 本件文書は、〇〇学校で発生した児童生徒性暴力等の事故（以下

「本件事故」という。)について、実施機関(担当課は千葉県教育庁教育振興部教職員課〔以下「教職員課」という。〕)が、審査請求人から、本件事故に関する事情確認をした記録に係る文書である。

(イ) 本件電磁的記録１は、本件文書における事情確認をした際の録音データの前半部分である。

(ウ) 本件電磁的記録２は、本件文書における事情確認をした際の録音データの後半部分である。

(3) 処分の理由

ア 不開示部分について

(ア) 本件文書について

本件文書のうち、事情確認における質疑応答に係る情報は、法第７８条第１項第７号に該当することから、当該部分を不開示としたものである。

(イ) 本件電磁的記録について

本件電磁的記録は、法第７９条第１項の規定により不開示としたものである。

イ 不開示の理由について

(ア) 法第７８条第１項第７号該当性について

法第７８条第１項第７号では、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることが規定されており、へでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものが挙げられている。

本件文書に記載された事情確認の記録については、地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分における手続として行われた本件文書に係る事案の事情を確認し、その内容を記録したものであり、被聴取者が率直に真実を述べられるよう公にしないことを前提としており、仮に公にした場合、今後、事情を聴取する必要があった場合、率直な聴取の結果を得ることが期待できなくなったり、事実を隠したり、関係者に対して言及を避けたりするおそれが生ずることとなり、その結果、事情を確認するという事務に支障が生じる可能性があることから、懲戒処分における公正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、このような事務の性質上、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法第７８条第１項第７号へに該当する。

(イ) 法第79条第1項該当性について

法第79条第1項では、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定されている。

本件電磁的記録は、本件文書に記載された事情確認の記録を録音したデータであり、本件文書と同様に、開示情報及び不開示情報を有しているが、それらを区分して処理することが技術的に困難であり、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができない。

したがって、法第79条第1項には該当しない。

(4) 弁明の内容について

ア 本件文書の部分開示決定について

審査請求人は、本件決定のうち、本件文書の部分開示決定に対し、「公にすることにより、被聴取者が聴取に協力して事実を回答することをためらうおそれがあり、正確な事実の把握が困難になり、県教育委員会の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるに、非該当とし再請求する。」旨主張する。

しかし、前記(3)イ(ア)のとおり、事情確認をした記録については、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分における手続として行われるものであり、被聴取者が素直に真実を述べられるよう公にしないことを前提としている。仮に公にするとした場合、被聴取者にとって、非違行為があったと疑われる職員に関する情報を提供することに対して抵抗感を生じたり、言及を避けたり、あるいは、事実を隠したりするおそれを生ずることとなる。前述のとおり、本事情確認は、職員の懲戒処分における量定判断の資料であり、その判断に当たっては、当該職員の勤務状況、非違行為の有無、非違行為に至った経緯等、より詳細かつ具体的な情報を収集した上で、判断の根拠とする必要がある。たとえ、事情確認に対する協力があっても、詳細かつ具体的な情報が得られなくなった場合には、事情を確認するという事務に支障が生じる可能性があり、ひいては、懲戒処分における公正な人事における事務の確保に支障を及ぼす蓋然性があるといえる。したがって、法第78条第1項第7号に該当する。

よって、審査請求人の主張には、理由がない。

イ 本件電磁的記録の不開示決定について

千葉県教育委員会が使用するパソコンには音声データを編集するソフトウェアがインストールされておらず、音声データの編集作業をするこ

とができない。

また、仮に音声データを編集するソフトウェアがインストールされていたとしても、編集後の音声データについて、不開示部分のみを編集し、他の部分は編集していないことを証明することは技術的に困難であることから、「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」とはいえない。

よって、審査請求人の主張には、理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書及び電磁的記録の探索を行わせたところ、本件決定で特定した保有個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書及び本件電磁的記録に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書の不開示情報について

(ア) 本件文書は、本件事故について、懲戒処分の量定判断のため、教職員課が審査請求人から本件事故の事情確認をした記録が記載された文書であると認められる。

実施機関は、本件文書で不開示とした部分について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書で不開示とされた部分のうち、「4 確認内容(概要)」の1ページ5行目、14行目から24行目まで、2ページ20行目から24行目まで、4ページ29行目から30行目まで、34行目及び9ページ30行目から34行目までには、懲戒処分に係る調査の手法といった内容を含まない被聴取者の人定質問や聴取の進行に係る事実のみが記載されており、これらの情報を開示したとしても、法第78条第1項第7号に掲げられているおそれが生じるとは認められない。

したがって、当該情報は開示が相当である。

(ウ) 本文書で不開示とされたその余の部分には、本件事故に係る事情確認の具体的な内容が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、懲戒処分の量定判断に係る調査の手法が明らかになり、今後の実施機関における懲戒処分に係る事情確認の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、当該情報の一部には、本件事故の被害児童生徒の情報が記載されていると認められることから、職権により、法第78条第1項第2号の該当性についても併せて検討する。

被害児童生徒に関わる部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号に該当し、また、同号ただし書きイ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、前記(イ)の部分を除く本文書で不開示とされた部分は、法第78条第1項第2号に該当する部分を含むが、全体として法第78条第1項第7号へに該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は結論において妥当である。

イ 本件電磁的記録の不開示情報について

(ア) 本件電磁的記録は、本件事故の事情確認の記録を録音したデータであると認められる。

実施機関は、本件電磁的記録について、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないとして、法第79条第1項に該当せず不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

なお、本件決定2において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないことのみが不開示の理由として記載され、本件電磁的記録に記録された情報が、法第78条第1項のいずれの号に該当するのかについて記載がなかったことから、職権により不開示条項該当性について、併せて検討する。

(イ) 本件電磁的記録は本文書に記載された事情確認の記録を録音したデータであり、前記ア(ウ)のとおり法第78条第1項第2号に該当する部分を含むが、全体として法第78条第1項第7号へに該当する不開示情報に該当する部分が含まれていると認められる。

(ウ) 法第79条第1項では、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとしているが、既存のプログラムで不開示情報に該当する部分のみを削除することができない場合に

は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当するとはいえない。

(エ) 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に確認したところ、千葉県教育委員会が使用するパソコンの既存のプログラムでは不開示情報に該当する部分のみを削除することができないことが確認された。

したがって、本件電磁的記録については、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとはいえないことから、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

前記5(3)イ(ア)のとおり、本件決定2においては、保有個人情報不開示決定通知書に、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないことのみを不開示の理由として記載し、本件電磁的記録に記録された情報が法第78条第1項のいずれの号に該当するのかにについての記載がなかった。

開示請求に係る保有個人情報を開示しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあると解される。

このような趣旨からすれば、決定通知書において不開示条項を記載しないことは、開示請求者の権利を損なうものである。

今後、実施機関においては、保有個人情報開示請求に対する決定を行うに当たり、適正な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年3月10日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理

令和8年2月27日	審議（令和7年度第10回第1部会）
令和8年3月27日	審議（令和7年度第11回第1部会）
令和8年4月24日	審議（令和8年度第1回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会